

第3号
平成17年1月17日
発行
ボランティア・NPO
情報紙編集委員会

ボランティア・NPO 情報紙なるど

連絡先
鳴門市ボランティア
連絡協議会
☎685-7170
鳴門市市民活動推進課
☎684-1189



新年を迎えて

鳴門市ボランティア
連絡協議会 会長 林 明美

皆様、明けましておめでとうございます。ご家族おそろいでよいお正月を迎えられたことと思います。昨年はアテネオリンピック、夏の猛暑や台風、新潟中越地震、凶悪犯罪など、さまざまなことがありました。皆様方には相次いで上陸した台風、多大な被害を受けられた方もおられたことと思います。

また鳴門市ボランティア連絡協議会(鳴V協)におきましても、皆様方のご支援・ご協力をいただき活動することができましたことを心より感謝申し上げます。

さてボランティア活動には、これまでの福祉領域を対象とした活動から、平成10年12月1日から施行されたNPO法にも表れているように、その活動領域はきわめて広範囲なものとなっています。

鳴門市でも、市民の社会貢献活動への関心はいっそう高まり、活動に参加する市民も飛躍的に増加してきたのではないのでしょうか。鳴V協においても、ボランティア活動団体、NPO活動団体、地域づくり活動団体などと常に連携・連帯を胸に、各団体のさまざまな意見を取り入れ、活動を展開していきたいと考えています。

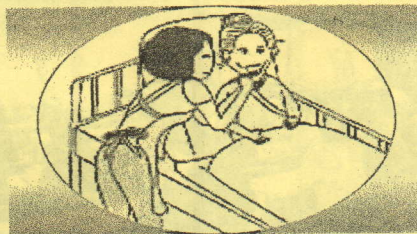
最後に、本年も皆様が健康であることを願い、新年のあいさつにさせていただきます。

新法人紹介

鳴門市内に新NPO法人が誕生しました。平成16年度3番目の法人設立です。以下に理事長のごあいさつを紹介します。

NPO法人「はみがきエイド」
理事長 矢竹まゆみ

健康への第一歩は毎日の食事です。おいしく食べるためには、お口の環境を整えることが大切です。お口は息をしたり、食べたりと、生活していく上でなくてはならない道具なの



で、お口という道具を快適に何十年と使い続けるためには、日々のお手入れが必要です。しかし、一人ひとりの年齢や生活環境が異なるためにお手入れの方法も多種多様となり、繊細なテクニックが必要な歯磨きや、生活環境改善などの個人に適切な配慮がなされた情

報の伝達はまだまだ不足しています。

口中細菌が引き起こすさまざまな病気を予防し、再発を防ぎ、全身の健康を目指すためには、毎日の自己清掃と介護士などの他職種の人や家族による歯磨きに加えて、専門家である歯科衛生士または歯科医師が定期的に行う口腔ケアと連携して継続していくことが効果的かつ理想的な方法です。しかしながら「予防」には関心が低く、ほとんど実施されていないのが現状です。

私たちは歯科衛生士として、お子さん、妊婦さん、お年寄り、障害のある方、そのご家族に対する口腔衛生の普及・啓発や福祉活動に取り組み、また口腔介護支援者の方たちにも技術や知識が伝えられるように養成講座を開いて、一人ひとりが清潔で健康的な口腔環境を保つことで、明るく楽しい自立した日常生活を送れるようにお手伝いをしています。

事業案内 1. 口腔ケア事業(高齢者、障害者)

2. はみがき指導

3. 口腔介護支援者養成事業

連絡先 〒 772-0031

大津町木津野蒲の越23番地1

☎ 090-6286-2744

FAX 685-7889

担当 矢竹まゆみ



ドイツ人マティアスさんとの国際交流

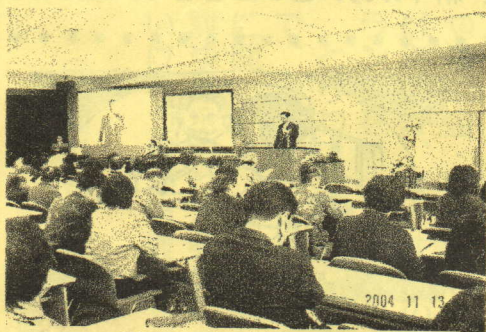
NPO 法人「地域交流の会コスモスはうす」



12月19日、ドイツ館に勤務されているドイツ人のマティアスさんに「コスモスはうす」へ来ていただきました。最初、新川先生のキーボード伴奏による「野ばら」をドイツ語で独唱、その後20分程度の講演をしていただきました。講演では「ドイツにおける社会保障」、特に介護や年金のことについて、詳細な数値をあげながら流暢な日本語で説明され、部屋の中は拍手喝采の渦となりました。

マティアスさんとの交流は「コスモスはうす」では最初の国際交流となり、ボランティアの人たちにも国際的な視野に立って活動しているという自信と誇りになったようです。なお当日は、ゴミ問題のこと、コスモスの花のこと、板東の町や町の人たちのこと、マティアスさんの家族のこと、大学生のことなどについてお聞きし、楽しい語らいの時間を過ごしました。

第4回徳島NPOフォーラム開かれる



堀田力氏の基調講演

平成16年11月13・14日に徳島大学常三島キャンパスにおいて「第4回とくしまNPOフォーラム」が開催されました。このたびの大会は「第3回四国NPOフォーラム」を兼ねていたため、県外から

も多数の参加者があり、総勢330名を超える大盛会でした。

初日には「さわやか福祉財団」の理事長である堀田力氏の基調講演と、四国各県代表によるフリック・ディスカッションがありました。堀田理事長は「尊厳」をキーワードとし、全ての福祉活動は「人間の尊厳」が基本になることを力説されました。そして幾つかのエピソードを交えながら、ボランティア活動の真髓を分かりやすく楽しく解説されました。

二日目は6つの分科会に分かれ、各テーマに対する参加者の思いや考えを熱く語り合いました。二日間を通して、参加者は互いに助け合い、支えあい、分かち合うことを共感したすばらしい大会でした。

17年4月1日から「鳴門市社会貢献活動の促進に関する条例」を施行

市民の皆さん方のボランティア活動などを支援・促進する「鳴門市社会貢献活動の促進に関する条例」が昨年12月、第4回定例会市議会で議決・制定され、本年4月1日から施行されることになりました。条例の制定にあたり、市ではNPO法人やボランティア団体、コミュニティ団体、社会福祉関係組織、社会教育団体、商工団体の代表の方々にご意見をいただきました。条文の全文は次のとおりです。

鳴門市社会貢献活動の促進に関する条例

私たちのまち鳴門は、古くから京阪神と四国を結ぶ交通の要衝として栄えてきた。また、渦潮をはじめとする豊かで美しい自然や、その恵みを生かした産業、温かい人情、歴史的文化遺産を引き継いできた。

今、鳴門は神戸淡路鳴門自動車道の全線開通や四国横断・縦貫自動車道の整備の進展、徳島空港の充実など、広域高速交通網の進展により、四国と本州の交流拠点都市として成長・発展していくことが、大きく期待されている。また、地方分権の時代を迎え、高度情報化、国際化、少子高齢化の進展、並びに個人の価値観及び生活スタイルの多様化といった大きな潮流の中で、私たちを取り巻く社会環境も急速に変化しつつある。

これに伴い、地域社会が抱える課題も多岐にわたり、現在の社会システムではこれらの課題に十分に対応できない状況も生じてきている。このような状況の中で、近年、幅広く繰り広げられてきた社会貢献活動は、地域社会の課題に柔軟に、かつ、きめこまやかに対応する活力として、大きな期待を集めている。

ここに、私たちは、市民、社会貢献活動団体、事業者、行政等の地域社会の構成員が、自らの選択と責任を持って協働し、互いに助け支え合うことで、こうした社会貢献活動をいっそう促進することにより、一人ひとりが輝き、豊かさを実感できるまちづくり、ひいては、これまでもまして国内外に誇れるまちづくりを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、社会貢献活動の促進について、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民、社会貢献活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、社会貢献活動の促進に関する基本となる事項を定めることにより、社会貢献活動を総合的に促進し、もって市民一人一人がいいきと輝き、豊かさを実感できるまち、夢と希望と活力に満ちたまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「社会貢献活動」とは、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的に行われる活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にあるもの又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動



2. この条例において「社会貢献活動団体」とは、社会貢献活動を主たる目的として継続的に行う法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第三条 社会貢献活動の促進に当たっては、社会貢献活動の自発性が尊重されるとともに、自立性が確保されるように配慮しなければならない。

2. 市民、社会貢献活動団体、事業者及び市は、社会貢献活動が豊かな地域社会の形成に向けて果たす役割を認識し、相互理解に基づく対等な関係の下に協働し、その発展に努めるものとする。

(市の責務)

第四条 市は、前条に定める社会貢献活動の促進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、社会貢献活動の促進に関する必要な施策の実施に努めなければならない。

(市民の役割)

第五条 市民は、基本理念にのっとり、社会貢献活動の意義についての理解を深めるとともに、社会貢献活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(社会貢献活動団体の役割)

第六条 社会貢献活動団体は、基本理念にのっとり、社会貢献活動を行うとともに、その活動に関する情報を積極的に公開することにより、社会貢献活動に対する市民の理解を得るように努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の構成員として、社会貢献活動が円滑に推進されるように支援する等により、社会貢献活動の促進に努めるものとする。

(市民の理解の促進)

第八条 市は、社会貢献活動への市民の理解を深めるため、啓発活動、学習機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第九条 市は、社会貢献活動への市民の参加を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十条 市は、社会貢献活動を促進する人材を育成するため、研修の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(交流及び連携の促進)

第十一条 市は、市民、社会貢献活動団体及び事業者の相互の交流及び連携を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(拠点機能の整備)

第十二条 市は、社会貢献活動の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、社会貢献活動を促進するための拠点となる機能の整備及び充実に努めるものとする。

(税制上の措置)

第十三条 市は、社会貢献活動を促進するため、必要な税制上の措置を講ずるように努めるものとする。

(補則)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。



第9回うずしお福祉フェスティバルを開催して

同フェスティバル実行委員会事務局長 新居 顕三

うずしお福祉フェスティバルは、鳴門市内において障害児および障害者の福祉向上のために日々努力されておられる方々が、ノーマライゼーションの福祉理念を市民意識として広げることがを目的に、平成8年から人権教育の一環として始めた市民による手づくりの福祉啓発事業です。今年は第9回目の開催を迎えるにあたって、事業の内容を一層充実させるため、新たに高齢者の介護保険施設にも参加を呼びかけることになりました。各施設の関係者は私たちの呼びかけに快く応じてくださり、「障害(児)者・高齢者文化作品展」として今まで以上に充実したコーナーを設けることができました。会場には施設の利用者の方々もお出でくださり、展示された作品を熱心に鑑賞していました。

おかげさまで「第9回うずしお福祉フェスティバル」も多くの関係者のご協力により盛会のうちに終えることができました。次回には施設利用者による作品の即売コーナーを設けるなどして、より充実したものに発展させたいと思っています。実行委員会といたし



動物とふれあう子どもたち

ましても、ますます努力してまいりますので関係者の方々の一層のご協力をお願いいたします

来年度はいよいよ10回目という記念すべき年を迎えます。それに向けて皆さん方のご意見・ご要望がありましたら事務局までお申し出ください。事務局は下記のとおりです。

地域生活支援センター オリーブの木

☎ 685-5524

FAX 685-5497

徳島市のNPO法人「子どもの発達研究室きりん」が、このほど撫養町小桑島に児童デイサービスの活動拠点を設立しました。理事長の椎野広久氏から次のようなあいさつ文が寄せられています。

「児童デイサービスきりん」

NPO法人「子どもの発達研究室きりん」
理事長 椎野広久

指導研究のための小さな活動を始めてはや10年。ようやく社会に認知され始めた言葉LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、HFPDD(高機能広汎性発達障害)は、普通学級の児童を対象とした特別支援教育の始まりへとつながりました。さまざまな事例に出会いながら、幼児期の指導が学齢期の学習態度にいかに関与を及ぼすか、そして早期からの取り組みが豊かな保育、教育、家庭生活に導くことを実感し、ますます活動の重要性を痛感しています。そして鳴門教育大学と

関わりの深かった所で、児童デイサービス事業をスタートする運びとなりました。

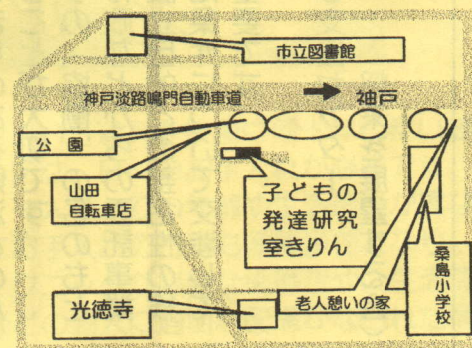
これも小さな活動ではありますが、一人ひとりの子どもを大切に育てていくことを、関係する人々とゆっくり話し合い、実践できる場所として活動展開できることを願っています。児童デイサービス事業のご利用は、鳴門市役所高齢障害福祉課担当者にご相談ください。

場所 撫養町小桑島字西 65 番地

連絡 TEL/FAX 088-686-1011

始動時間 9:30~11:30

担当 佐藤智恵



略 図

活動報告

毎週開く大麻土曜日

NPO 法人「まちづくりサークル大麻」

私たちのNPOは、大麻土曜市の運営を通じて、まちの賑わいづくりを進めようと毎週活動しています。すでに70回以上の“土曜日”を開き、直営の「あさとりコーナー」や「鳴門の特産品コーナー」をはじめ、毎週30~40の出店があります。

大麻土曜市は、大麻比古神社の広い駐車場に出店街ゾーンと駐車スペースをとり、大きな楠を活かすレイアウトにしてイベントステージを奥の中央に設け、両手を伸ばすように店を配置しています。

出店者の内訳は、野菜を扱う店をはじめ、果物、衣料、骨董工芸品、金物道具類、花・植木、盆栽、鮮魚・塩干物のほか、軽飲食類として天ぷら、お好み焼き、たこ焼き、おでん、焼き芋、菓子、大判焼きなど、縁日?のような楽しさを味わうことのできる「市」があります。

この「市」の特徴は、大麻山のふもとの豊かな自然の中で、ゆったりした気分を味わうことができることです。来場される人の中には、一番札所へ来て足を伸ばしたという神戸から来た方や、大麻比古神社へお参りにこられた淡路からの人など遠方からの方がおり、観光市への足がかりになるものと期待しています。さらにペットのワンちゃんと一緒に買い物をしたり、イベントステージで歌った



り、オークションでお目当ての品物を手に入れて笑顔で帰るお客様の姿を見ることがあります。今年はさらに活動に磨きをかけて、新鮮な野菜の供給で日々の暮らしに役立てるとともに、ウォーキングや探鳥会の立ち寄り場として楽しんでいただけるようにしたいものです。今年は1月8日をスタートに、毎週土曜日 8:00~14:00 まで開いています。ぜひお越しください。



「ふくろうの森」
文学教室

「モラエスの生涯」

日時：平成17年2月18日(金)
13:30~15:30

場所：市立図書館2F

内容：モラエスの徳島時代を中心に
その生涯を語る

講師：林 啓介さん(「ふくろうの森」
会員)

対象：一般(興味ある方ならどなたで
も参加できます)

参加費：100円(当日受付にて集金)

信頼されるNPO法人 七つの条件

(その二)

「特定の経営資源のみに依存せず、
財政面で自立していること」

NPOの経営は「人、もの、金、情報」など、多様な経営資源によって進められます。NPO法人は市民の自発性を大切にして発足していますので、できるだけ自由度の高い自立した経営が求められます。そのため、特に財政面では、特定の経営資源のみに依存せず、会費や寄付金収入、自主事業収入などの安定した財源と、受託事業収入や補助金・助成金収入などの一時的ではあるが、まとまりのある財源とのバランスを考えることが大切です。

とりわけ昨今の「協働」の名のもとで、増加する行政などからの委託事業に関しては、設立目的との整合性の検討や提示された条件について交渉していける力量が重要です。

(民間NPO支援センター

将来を展望する会)